

公共建築改修工事標準仕様書 (令和4年版) 抜粋

3.6.1 一般事項

6節 塗膜防水

この節は、新設する防水層として屋根用塗膜防水材（ウレタンゴム系、ゴムアスファルト系）を用いて施工する塗膜防水に適用する。

3.6.2 材 料

(1) 主材料

塗膜を形成する材料はJIS A 6021（建築用塗膜防水材）の屋根用に基づき、種類はウレタンゴム系高伸長形、ウレタンゴム系高強度形又はゴムアスファルト系とし、立上り部は立上り用又は共用を用いる。

なお、ウレタンゴム系高強度形は、JIS K 5600-1-1（塗料一般試験方法－第1部：通則－第1節：試験一般（条件及び方法））により、指触乾燥時間（23℃）が60秒以内のものとする。

(2) 絶縁用シート

屋内防水層と保護コンクリートを絶縁する目的で使用する場合、絶縁用シートは.3.3.2 (10)によるポリエチレンフィルム又はフラットヤーンクロスとする。

(3) その他の材料

プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上塗料等は、主材料の製造所の指定する製品とする。

3.6.3 種別及び工程

(1) POX工法及びL4X工法は、次による。

(ア) 新規防水層の種別及び工程は表3.6.1及び表3.6.2により、種別は特記による。

表3.6.1 ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法の種別及び工程

種別	X-1(絶縁工法)		X-2(密着工法)	
	材料・工法	使用量 (kg / m ²)	材料・工法	使用量 (kg / m ²)
1	接着剤塗り通気緩衝シート張り ^{(注)1}	0.3	プライマー塗り	0.2
2	ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水材塗り	3.0 ^{(注)5,(注)6}	ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水材塗り補強布張り	0.3
3	ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水材塗り		ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水材塗り	
4	仕上塗料塗り ^{(注)7}	—	ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水材塗り	2.7 ^{(注)5,(注)6} (1.7) ^{(注)3}
5	—	—	仕上塗料塗り ^{(注)7}	—

- (注) 1. 接着剤以外による通気緩衝シートの張付け方法は、主材料の製造所の仕様による。
 2. LAX工法で既存防水層の表面に層間接着用プライマーを塗布した場合は、工程1を省略する。
 3. 立上り部は全て、種別X-2とし、工程3及び工程4のウレタンゴム系塗膜防水材の使用量を()内とする。
 4. 表中のウレタンゴム系塗膜防水材の使用量は、硬化物比重が1.0である材料の場合を示しており、硬化物比重がこれ以外の場合は、所定の塗膜厚を確保するように使用量を換算する。
 5. ウレタンゴム系塗膜防水材塗りは、2回以上に分割して塗り付ける。
 6. ウレタンゴム系塗膜防水材塗りの1工程当たりの使用量は、平場は2.5kg/m²、立上りは1.5kg/m²を上限とする。
 7. 仕上塗料の種類及び使用量は、特記による。特記がなければ、使用量は主材料の製造所の仕様による。

表3.6.2 ウレタンゴム系高強度形塗膜防水の種別及び工程

種別	X-1H(絶縁工法)		X-2H(密着工法)	
	材料・工法	使用量 (kg / m ²)	材料・工法	使用量 (kg / m ²)
1	接着剤塗り通気緩衝シート張り ^{(注)1}	0.3	プライマー塗り	0.2
2	ウレタンゴム系高強度形塗膜防水材吹付 ^{(注)5}	3.0 ^{(注)3}	ウレタンゴム系高強度形塗膜防水材吹付 ^{(注)5}	3.0 ^{(注)3} (2.0) ^{(注)4}
3	仕上塗料塗り ^{(注)6}	—	仕上塗料塗り ^{(注)6}	—

- (注) 1. 接着剤以外による通気緩衝シートの張付け方法は、主材料の製造所の仕様による。
 2. LAX工法で既存防水層の表面に層間接着用プライマーを塗布した場合は、工程1を省略する。
 3. 表中のウレタンゴム系塗膜防水材の使用量は、硬化物比重が1.0である材料の場合を示しており、硬化物比重がこれ以外の場合は、所定の塗膜厚を確保するように使用量を換算する。
 4. 立上り部は全て、種別X-2Hとし、工程2のウレタンゴム系塗膜防水材の塗布量を()内とする。
 5. 吹付け作業が困難な部位の工法は、主材料の製造所の仕様による。
 6. 仕上塗料の種類及び使用量は、特記による。特記がなければ、使用量は主材料の製造所の仕様による。

(イ) 絶縁工法において、脱気装置の種類及び設置数量は、特記による。特記がなければ、主材料の製造所の仕様による。

3.6.4
施

工

- (1) 防水層の下地は、次による。
 - (ア) 防水層の下地は、3.2.6による。
 - (イ) ルーフドレン回り、配管回り及び和風便器と防水層の取合いは、7節により、防水下地材に応じた適切なシーリング材で措置を講ずる。
 - (ウ) POX工法において、立上り部の保護層及び防水層を撤去しない場合は、主材料の製造所の仕様による。
- (2) プライマー塗りは、下地が十分乾燥した後に清掃を行い、ローラーばけ等を用いて当日の施工範囲をむらなく塗布する。
- (3) 下地の補強は、次による。
 - (ア) コンクリートの打継ぎ箇所、3.2.6により補修を行った著しいひび割れ箇所等は、幅100mm以上の補強布を用いて補強塗りを行う。ただし、種別X-1及びX-1Hにおける通気緩衝シートの下になる部位については、主材料の製造所の仕様による。
 - (イ) 種別Y-2の場合は、出隅及び入隅を幅100mm以上の補強布を用いて補強塗りをを行う。
 - (ウ) ルーフドレン、配管等の取合いは、幅100mm以上の補強布を用いて補強塗りをを行う。
- (4) 塗膜防水材塗りは、次による。
 - (ア) 塗膜防水材は、主材料の製造所の仕様により、可使時間に見合った量及び方法で練り混ぜる。
 - (イ) 塗膜防水材は、材料に見合った方法で均一に塗り付ける。
なお、種別X-2又はY-2の補強布張りは、防水材を塗りながら行う。
 - (ウ) 塗継ぎの重ね幅は100mm以上とし、補強布の重ね幅は50mm以上とする。
- (5) ウレタンゴム形高強度形塗膜防水材吹付けは、主材料の製造所の仕様による。
- (6) (1)から(5)まで以外は、主材料の製造所の仕様による。